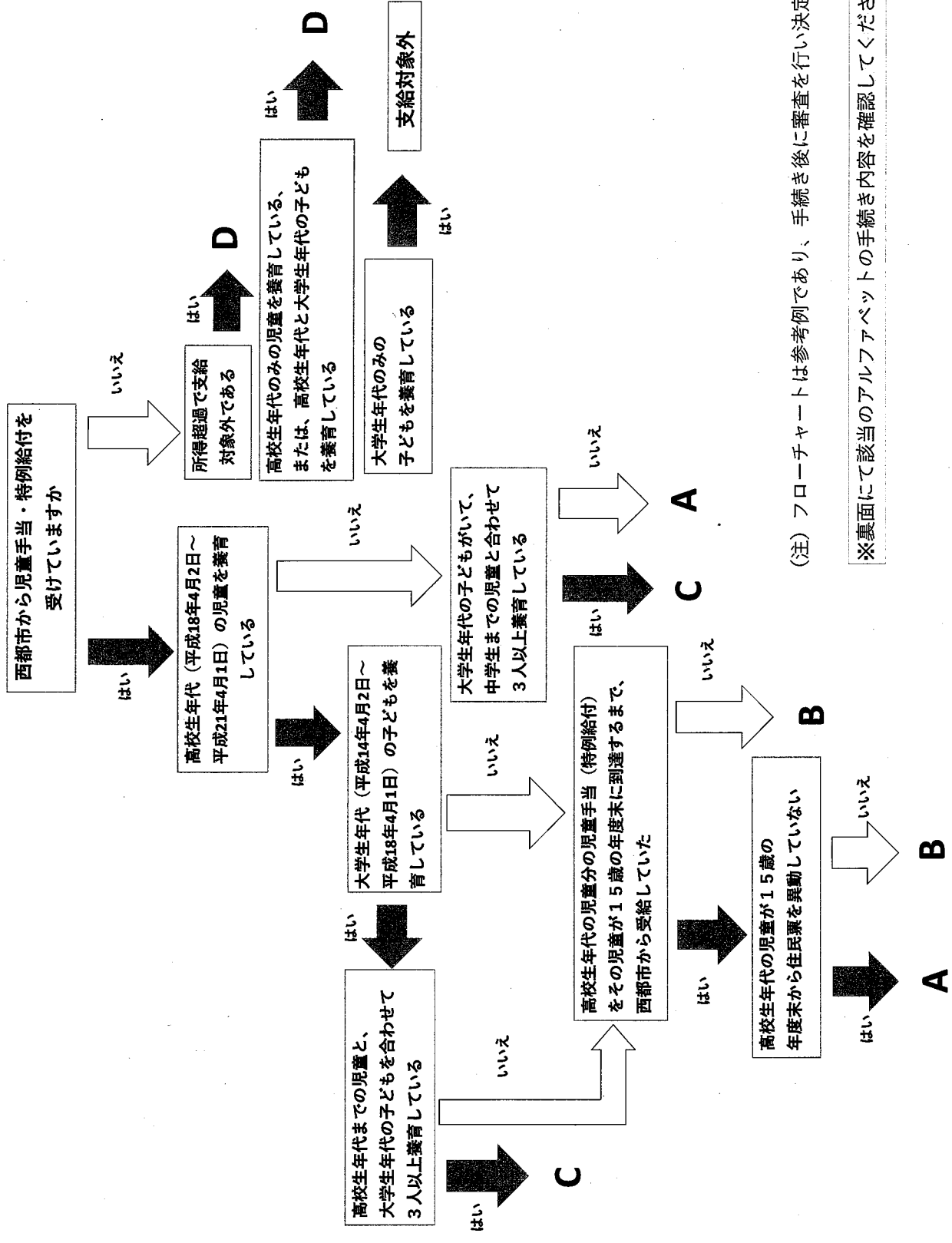


【 児童手当 制度改正 申請【必要・不要】確認フローチャート

(受給者が公務員の場合や、他市町村から児童手当(特例給付)を受給している場合を除く)】



(注) フローチャートは参考例であり、手続き後に審査を行い決定します

※裏面に該当のアルファベットの手続き内容を確認してください

Aに該当する方は、手続き不要です。

Bに該当する方は、手続きが必要です。以下の書類を提出してください。

- ・児童手当額改定認定請求書
- ・別居監護申立書（高校生年代までの児童と別居している場合のみ必要）

※別居監護申立書には
「児童の住民票」の添付が必要になります

Cに該当する方は、手続きが必要です。以下の書類を提出してください。

- ・児童手当額改定認定請求書
- ・監護相当・生計費の負担についての確認書（大学生年代の子どもについて記入し、提出が必要）

【高校生年代の児童を養育している方】

その児童の児童手当（特例給付）を受給していたが、その児童が15歳の年度末の時点から住民票の異動をした場合は、「別居監護申立書」の提出が必要です。

Dに該当する方は、手続きが必要です。以下を確認し、該当する書類を提出してください。

- ①高校生年代までの児童を養育している方、高校生年代までの児童と大学生年代の子どもをどちらも養育していて、合計人数が2人以下となる方
 - ・児童手当認定請求書
 - ・別居監護申立書（高校生年代までの児童と別居している場合のみ必要。大学生年代までの子どもと別居している場合は不要）
- ②高校生年代までの児童と大学生年代までの子どもをどちらも養育していて、合計人数が3人以上となる方
 - ・児童手当認定請求書
 - ・別居監護申立書（高校生年代までの児童と別居している場合のみ必要。大学生年代までの子どもと別居している場合は不要）
 - ・監護相当・生計費の負担についての確認書（大学生年代の子どもについて記入し、提出が必要）